

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百三十四号）

新旧対照表（抄）

改正案

現行

目次（現行のとおり）  
 第一条から第七十九条まで（現行のとおり）  
 別表第一（第三条、第四条関係）  
 対象事業及び個別計画の要件

目次（略）  
 第一条から第七十九条まで（略）  
 別表第一（第三条、第四条関係）  
 対象事業及び個別計画の要件

事業の種類 のとおり（現行）	内 容		対象事業の規模	個別計画の規模
	（一）（現行のとおり）	（二）（現行のとおり）		
（一）（現行のとおり）	（一）（現行のとおり）	（一）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（二）（現行のとおり）	（二）（現行のとおり）	（二）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（三）（現行のとおり）	（三）（現行のとおり）	（三）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（四）（現行のとおり）	（四）（現行のとおり）	（四）（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事業の種類 のとおり（現行）	内 容		対象事業の規模	個別計画の規模
	（一）（現行のとおり）	（二）（現行のとおり）		
（一）（現行のとおり）	（一）（略）	（一）（略）	（略）	（略）
（二）（現行のとおり）	（二）（略）	（二）（略）	（略）	（略）
（三）（現行のとおり）	（三）（略）	（三）（略）	（略）	（略）
（四）（現行のとおり）	（四）（略）	（四）（略）	（略）	（略）

	<p>(二) 陸上航空港等又は陸上滑走路の新設又は位置の変更</p> <p>(三) 陸上航空港等又は陸上滑走路の延長</p>	<p>航空法施行規則第七十五条第二項の着陸場の等級若しくは飛行場及び航空保安施設の設定及び管理の基準に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百五号)別表第一に掲げる滑走路の長さによる等級の変更を伴うもの又は同項の規定による等級がA級の着陸帯若しくは同表による等級がa級の滑走路の場合、陸上航空港等にあつては延長する部分五百メートル以上、陸上ヘリポートにあつては延長</p>	<p>全てのもの</p> <p>(現行のとおり)</p>
--	--	---	------------------------------

	<p>(二) 陸上飛行場又は陸上滑走路の新設又は位置の変更</p> <p>(三) 陸上飛行場又は陸上滑走路の延長</p>	<p>航空法施行規則第七十五条第二項の着陸場の等級若しくは飛行場及び航空保安施設の設定及び管理の基準に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百五号)別表第一に掲げる滑走路の長さによる等級の変更を伴うもの又は同項の規定による等級がA級の着陸帯若しくは同表による等級がa級の滑走路の場合、陸上飛行場にあつては延長する部分五百メートル以上、陸上ヘリポートにあつては延長</p>	<p>全てのもの</p> <p>(略)</p>
--	--	--	-------------------------

	五 (現行 のとおり)	
	(一) (現行のと お	(二) (現行のと お
<p>する部分が五十メートル以上のもの</p>	<p>出力の合計が、火力による発電にあつては十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては二万二千五百キロワット以上のもの、地熱による発電にあつては七千五百キロワット以上のもの、原子力による発電にあつては全てのもの</p>	<p>増加する出力の合計が、火力による発電にあつては五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては一万一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が二万二千五百キロワット以上のもの、地熱にあつては三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力が七千五百キロワット以上のもの</p>
	(現行のと お	(現行のと お

五 (略)		
	(一) (略)	(二) (略)
<p>する部分が五十メートル以上のもの</p>	<p>出力の合計が、火力による発電にあつては十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては二万二千五百キロワット以上のもの、地熱による発電にあつては七千五百キロワット以上のもの、原子力による発電にあつてはすべてのもの</p>	<p>増加する出力の合計が、火力による発電にあつては五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が十一万二千五百キロワット以上のもの、水力による発電にあつては一万一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力が二万二千五百キロワット以上のもの、地熱にあつては三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力が七千五百キロワット以上のもの</p>
	(略)	(略)



十一から十六まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
十七行のとおり	(現行のとおり)	全てのもの	全てのもの
十八及び十九(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二十行のとおり(現行のとおり)	(現行のとおり)	全てのもの	全てのもの
二十一(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
二十二(現行のとおり)	(現行のとおり)	全てのもの	全てのもの
二十三から二十六まで(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第二から別表第七まで (現行のとおり)  
 別表第八 (第六十一条関係)  
 評価書案等の提出時期

対象事業の種類 一 (現行のとおり)	提出時期
	(現行のとおり) (一)及び(二)の道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三條第一項又は第六項の規定に基づく許可の申請

十一から十六まで(略)	(略)	(略)	(略)
十七(略)	(略)	すべてのもの	すべてのもの
十八及び十九(略)	(略)	(略)	(略)
二十(略)	(略)	すべてのもの	すべてのもの
二十一(略)	(略)	(略)	(略)
二十二(略)	(略)	すべてのもの	すべてのもの
二十三から二十六まで(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二から別表第七まで (略)  
 別表第八 (第六十一条関係)  
 評価書案等の提出時期

対象事業の種類 一 (略)	提出時期
	(一)及び(二)の道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三條第一項又は第六項の規定に基づく許可の申請若しくは協議

	二 (現行のとおり)	三 (現行のとおり)	四 (現行のとおり)	五 (現行のとおり)	六及び七 (現行のとおり)	八 (現行のとおり)
<p>(八) 四から七まで(現行のとおり)        (四) 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十條第三項若しくは第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議        (九) 及び(十)(現行のとおり)</p>	<p>(一) 及び(二)(現行のとおり)        (三) 河川法第二十六條第一項若しくは第五十五條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九十五條の規定に基づく協議        (四) (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(一) (現行のとおり)        (二) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八條第一項若しくは第四十三條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十條第二項において準用する第三十八條第三項の規定に基づく告示        (三) (現行のとおり)        (四) 自然公園法第二十條第三項若しくは第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議        (五) (現行のとおり)</p>	<p>(一) 及び(二)(現行のとおり)        (三) 自然公園法第二十條第三項又は第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請        (四) 及び(五)(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>

	二 (略)	三 (略)	四 (略)	五 (略)	六及び七 (略)	八 (略)
<p>(八) 四から七まで(略)        (四) 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十三條第三項若しくは第十四條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十六條第二項の規定に基づく協議        (九) 及び(十)(略)</p>	<p>(一) 及び(二)(略)        (三) 河川法第二十六條若しくは第五十五條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九十五條の規定に基づく協議        (四) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(一) (略)        (二) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八條第一項若しくは第四十三條第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十條第二項において準用する第三十八條第三項の規定に基づく告示        (三) (略)        (四) 自然公園法第十三條第三項若しくは第十四條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十六條第二項の規定に基づく協議        (五) (略)</p>	<p>(一) 及び(二)(略)        (三) 自然公園法第十三條第三項又は第十四條第三項の規定に基づく許可の申請        (四) 及び(五)(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>九 (現行のとおり)</p>		<p>十 (現行のとおり)</p>	<p>十一から十三まで (現行のとおり)</p>	<p>十四 (現行のとおり)</p>	<p>十五 (現行のとおり)</p>
<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請又は同法第十八條第二項の規定に基づく通知(現行のとおり)</p> <p>(三) 二項の規定に基づく通知(現行のとおり)</p>	<p>(二) 下水道法第四條第二項(同條第六項において準用する場合を含む。)又は第二十五條の三第二項(同條第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく協議の申入れ(現行のとおり)</p> <p>(三) (現行のとおり)</p>	<p>(四) 自然公園法第二十條第三項若しくは第二十一條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八條第一項若しくは第七十九條第二項の規定に基づく協議(現行のとおり)</p> <p>(五) 及び(六) (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請、同法第十八條第二項の規定に基づく通知又は同法第二十五條第二項若しくは第二十九條第三項若しくは第四項の規定に基づく許可の申請(現行のとおり)</p> <p>(三) 及び(四) (現行のとおり)</p>	<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請又は同法第十八條第二項の規定に基づく通知(現行のとおり)</p> <p>(三) 二項の規定に基づく通知(現行のとおり)</p>

<p>九 (略)</p>		<p>十 (略)</p>	<p>十一から十三まで (略)</p>	<p>十四 (略)</p>	<p>十五 (略)</p>
<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請又は同法第十八條第二項の規定に基づく通知(略)</p> <p>(三) 二項の規定に基づく通知(略)</p>	<p>(二) 下水道法第四條第一項又は第二十五條の三第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認可の申請(略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>(四) 自然公園法第十三條第三項若しくは第十四條第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十六條第一項若しくは第六十六條第二項の規定に基づく協議(略)</p> <p>(五) 及び(六) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請、同法第十八條第二項の規定に基づく通知又は同法第二十五條第二項若しくは第二十九條第三項若しくは第四項の規定に基づく許可の申請(略)</p> <p>(三) 及び(四) (略)</p>	<p>(二) 建築基準法第六條第一項若しくは第六條第二項の規定に基づく申請又は同法第十八條第二項の規定に基づく通知(略)</p> <p>(三) 二項の規定に基づく通知(略)</p>

<p>十六から二十三まで (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり)</p>
<p>二十四 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議 (六) から九まで (現行のとおり)</p>
<p>二十五 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議 (四) から三まで (現行のとおり) (五) 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく許可の申請 (六) 及び七 (現行のとおり)</p>
<p>二十六 (現行のとおり)</p>	<p>(一) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の規定に基づく認可の申請 (二) から四まで (現行のとおり) (五) 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第六十八条第一項若しくは第七十九条第二項の規定に基づく協議 (六) から八まで (現行のとおり)</p>

<p>十六から二十三まで (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十四 (略)</p>	<p>(一) 自然公園法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十六条第一項若しくは第六十六条第二項の規定に基づく協議 (六) から九まで (略)</p>
<p>二十五 (略)</p>	<p>(一) 自然公園法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十六条第一項若しくは第六十六条第二項の規定に基づく協議 (四) から三まで (略) (五) 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく許可の申請 (六) 及び七 (略)</p>
<p>二十六 (略)</p>	<p>(一) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の規定に基づく認可の申請 (二) から四まで (略) (五) 自然公園法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の規定に基づく許可の申請又は同法第五十六条第一項若しくは第六十六条第二項の規定に基づく協議 (六) から八まで (略)</p>

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)  
別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

別表第九から別表第十二まで (略)  
別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)